

退職後の保険種目別詳細

種別	保険種目 【保険会社】	継続 可否	今後のご契約について	今後の手続き・流れ	
				満期日まで	満期日以降（その他損害保険は契約応当日以降）
団体 契約	団体生命保険 （旧 団体定期保険） 【第一生命（幹）】	○	富士通グループの退職後継続制度 に移行します。	満期日までの保険料を請求書記載の指定口座へ一括でお振込みいただけます。 『継続にあたって（ご注意いただきたい点）』 【保険金額の上限】 ※退職時点の保険金額の範囲内（新規、増額は不可）かつ、退職日直前の更新日時時点で満60歳6か月超の方は1000万円が上限となります。 【配当金が発生した場合】 満期日までの配当金は、今回設定いただく口座にお振込みいたします。	手続き時に設定いただく口座から毎年3月に一年間分の保険料を引き落としさせていただきます。 『継続にあたって（ご注意いただきたい点）』 【保険金額の上限】 ※退職時点の保険金額の範囲内（新規、増額は不可）かつ、退職日直前の更新日時時点で満60歳6か月超の方は1000万円が上限となります。 【配当金について】 満期日（次年度）以降は退職後継続制度が適用されるため、 配当金の制度はございません。 【自動継続について】 今までと同様、解約や内容変更のお申し出がない限り、保険金額の上限を超えない範囲で、 従前の加入内容が自動的に継続 されますのでご注意ください。
	医療保障保険 【第一生命（幹）】	×	継続いただくことはできません。	最終給与控除月の末日をもって保障（契約）終了となります。 ※特に手続きの必要はございません。（自動脱退となります。）	-
	団体総合生活保険 （医療補償、がん補償、 傷害補償、 個人賠償責任補償など） 【東京海上日動（幹）】	○	今までと同様の 団体割引を適用した富士通グループ退職者団体 に移行します。	今回設定いただく口座から毎月引き落としさせていただきます。 ※初回の口座振替は、口座設定手続きの関係上、2～3か月分まとめて引き落としとなる場合がございます。 『継続にあたって（ご注意いただきたい点）』 【補償内容】 継続にあたり特に制限はございません。	手続き時に設定いただく口座から毎年5月に一年間分の保険料を引き落としさせていただきます。 『継続にあたって（ご注意いただきたい点）』 【補償内容】 所得補償は満期日（次年度）以降の継続はできません。 【自動継続について】 今までと同様、解約や内容変更のお申し出がない限り、 従前の加入内容が自動的に継続 されますのでご注意ください。
	団体所得保険 （団体長期障害所得補償保険） 【損保ジャパン（幹）】	×	継続いただくことはできません。	最終給与控除月の翌月1日をもって補償（契約）終了となります。 ※特に手続きの必要はございません。（自動脱退となります。）	-
団体 扱契約	火災保険 【東京海上日動】他	○	今までと同様の 団体扱割引を適用した富士通グループ退職者団体 に移行します。 ※現在団体扱割引を適用していない東京海上日動以外のご契約は 一般扱い へ移行します。	今回設定いただく口座から毎月引き落としさせていただきます。 ※初回の口座振替は、口座設定手続きの関係上、2～3か月分まとめて引き落としとなる場合がございます。	手続き時に設定いただく口座から契約月の2か月後に一年間分の保険料を引き落としさせていただきます。
	自動車保険 【東京海上日動】 【損保ジャパン】 【あいおいニッセイ同和損保】	○	今までと同様の 団体扱割引を適用した富士通グループ退職者団体 に移行します。	満期日までの保険料を請求書記載の指定口座へ一括でお振込みいただけます。	手続き時に設定いただく口座から契約月の2か月後に一年間分の保険料を引き落としさせていただきます。
	がん保険 【アフラック生命】 【三井住友海上あいおい生命】	△	一般扱い へ移行します。 ※アフラック生命のご契約については、ご退職時の条件によって 団体扱割引を適用 して継続いただくことが可能です。	【アフラック生命のご契約】 ・口座を設定いただき、 払込方法（年払・半年払・月払）を選択のうえ口座引き落とし となります。 ※年払または半年払を選択いただいた場合、保険料の引き落としは「契約応当月」（半年払の場合は、「契約応当月」とその半年後）に行われます。 契約応当月までの期間に対応する「調整金」は、口座設定が完了した後に引き落としとなります。 ※月払を選択いただいた場合、口座設定手続きの関係上、「調整金」を引き落としさせていただきます場合がございます。 ・ 富士通社友会・デンソー・デン誠友会の会員の方（両OB会とも入会申請済みの方も含む）が、月払を選択された場合に限り、団体扱割引を適用 して継続いただけます。 【三井住友海上あいおい生命のご契約】 保険会社より契約住所宛てに届く払込方法変更用紙・口座振替用紙に基づいて手続きを行っていただけます。	
	医療保険 【アフラック生命】 【三井住友海上あいおい生命】	△	一般扱い へ移行します。 ※アフラック生命のご契約については、ご退職時の条件によって 団体扱割引を適用 して継続いただくことが可能です。	【アフラック生命のご契約】 ・口座を設定いただき、 払込方法（年払・半年払・月払）を選択のうえ口座引き落とし となります。 ※年払または半年払を選択いただいた場合、保険料の引き落としは「契約応当月」（半年払の場合は、「契約応当月」とその半年後）に行われます。 契約応当月までの期間に対応する「調整金」は、口座設定が完了した後に引き落としとなります。 ※月払を選択いただいた場合、口座設定手続きの関係上、「調整金」を引き落としさせていただきます場合がございます。 ・ 富士通社友会の会員の方（入会申請済みの方も含む）が、月払を選択された場合に限り、団体扱割引を適用 して継続いただけます。 【三井住友海上あいおい生命のご契約】 保険会社より契約住所宛てに届く払込方法変更用紙・口座振替用紙に基づいて手続きを行っていただけます。	
	その他損害保険 （年金払積立傷害保険、 介護補償保険など） 【各損害保険】	△	一般扱い へ移行します。	契約応当日までの保険料を請求書記載の指定口座へ一括でお振込みいただけます。	次年度以降の契約は、口座を設定いただき、 払込方法を選択のうえ口座引き落とし となります。
簡易保険 【かんぽ生命】	△	一般扱い へ移行します。	退職の連絡をいただき次第、ご契約を最寄りの郵便局に移管いたします。 移管時期をご連絡いたしますので、今後のお支払い等につきましては、契約移管後に最寄りの郵便局にてお手続きください。	-	

○印 = 継続加入可能

△印 = 一般扱い（団体割引なし）で継続加入可能

×印 = 継続加入不可